

定期監査の結果

1 監査の期間

平成27年2月3日から平成27年2月27日

2 監査の対象

(1) 対象部課

健康福祉部福祉課、長寿課及び看護専門学校

(2) 対象期間

平成26年4月1日から平成26年12月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 福祉課

ア 国又は県からの補助金について、補助金の交付決定時に調定せず、補助金収納時に事後調定していた。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

イ 契約事務において、契約締結伺いに契約金額の根拠となる見積書等の添付がないものや、契約書（案）が添付されていないものがあつた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

ウ 公印の使用について、押印の必要がある文書に押印していないものや、押印の必要のない文書に押印しているものがあつた。また、決裁文書その他証拠書類を公印管守者に提示せずに使用していた。公印の重要性を認識し、適正な事務をされたい。

エ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあつた。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

(2) 長寿課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 契約書に契約保証金に関する事項や暴力団排除に係る解除に関する事項が明記されていないものがあった。
- (イ) 契約業者選定が不明確なものや委託料の算出及び随意契約理由が不明確なものがあった。
- (ウ) 50万円を超える契約において、予定価格が定められていない契約があった。
- イ 一色老人福祉センター指定管理において、基本協定書に規定されている「業務計画書」が提出されていなかった。また、実績報告書に添付されている決算書に原本証明の押印がなかった。チェック体制を強化し、適正な事務処理をされたい。
- ウ 普通財産の貸付において、社会福祉法人に財産を貸し付ける場合に、社会福祉法人の助成に関する条例第4条に規定されている書類の添付がないものがあった。事務の執行にあたっては、法令等で基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(3) 看護専門学校

なし